

入札（見積）参加業者 各位

建築都市部建築都市総務課契約室長

法定外の労災保険の付保に係る現場説明書への明示等について

令和元年6月に改正された、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下、「法定外の労災保険」という。）の保険料を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めることが、発注者の責務として規定されました。

これを受け、当部では、法定外の労災保険の保険料分を設計に反映させるため、令和2年10月1日付で、現場管理費率の改定を行いますので、法定外の労災保険の保険料を考慮し入札（見積）を行ってください。

また、法定外の労災保険の付保については、10月1日以降に起工する工事から現場説明書に明記しておりますので、契約締結の後、適切に法定外の労災保険に加入してください。

工事請負契約書第58条（火災保険等）において、請負者は保険契約を締結したときは、その証券等を発注者に提示することとされていますので、これに基づき、加入した労災保険の証券等の写しを提出してください。

なお、工期中に保険の更新があったときは、改めて証券等の写しを提出してください。